

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	特定非営利活動法人 くーおん	種別	児童発達支援 放課後等デイサービス
代表者	山下 貴子	管理者	
所在地	千葉県船橋市習志野台 2丁目16番10号	電話番号	047-494-1358

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	4
(4) 優先業務の選定	5
優先する事業	5
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	5
① 研修・訓練の実施	5
② BCPの検証・見直し	5
2. 平常時の対応	6
(1) 建物・設備の安全対策	6
① 人が常駐する場所の耐震措置	6
② 設備の耐震措置	6
③ 水害対策	6
(2) 電気が止まった場合の対策	6
(3) ガスが止まった場合の対策	7
(4) 水道が止まった場合の対策	7
① 飲料水	7
② 生活用水	7
(5) 通信が麻痺した場合の対策	7
(6) システムが停止した場合の対策	7
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	7
① トイレ対策	7
② 汚物対策	7
(8) 必要品の備蓄	8
(9) 資金手当て	8
3. 緊急時の対応	9
(1) BCP発動基準	9
(2) 行動基準	9
(3) 対応体制	9
(4) 対応拠点	10
(5) 安否確認	10
① 利用者の安否確認	10

② 職員の安否確認.....	10
(6) 職員の参集基準.....	10
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	11
(8) 重要業務の継続.....	11
(9) 職員の管理(ケア).....	12
① 休憩・宿泊場所.....	12
② 勤務シフト.....	12
(10) 復旧対応.....	12
① 破損個所の確認.....	12
② 業者連絡先一覧の整備.....	13
③ 情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応).....	13
4. 他施設との連携.....	13
(1) 連携体制の構築.....	13
① 連携先との協議.....	13
② 連携協定書の締結.....	13
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	14
(2) 連携対応.....	14
① 事前準備.....	14
② 利用者情報の整理.....	14
③ 共同訓練.....	14
5. 地域との連携.....	15
(1) 被災時の職員の派遣.....	15
(2) 福祉避難所の運営.....	15
① 福祉避難所の指定.....	15
② 福祉避難所開設の事前準備.....	15
6. 通所系・固有事項.....	15
7. 相談支援事業・固有事項.....	16
<更新履歴>.....	16
(参考) 記入フォーム例.....	17
【様式①】自施設の被災想定.....	18
【様式②】施設・設備の点検リスト.....	19
【様式③】備蓄品リスト.....	20
【様式④】利用者の安否確認シート.....	21
【様式⑤】職員の安否確認シート.....	22
【様式⑥】建物・設備の被害点検シート.....	23
【様式⑦】連絡先リスト.....	24

1. 総論

(1) 基本方針

基本方針 自然災害時における対応の基本方針は以下のとおりとする。

(1) 利用者の安全確保は、体力が弱い障害児（者）に対するサービス提供を行うことを認識すること。

自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割である。そのため、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となる。(2) サービスの継続、放課後等デイサービス事業者は、利用者の健康、身体生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。障害児通所施設においては自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前の準備を入念に進めることが必要である。放課後等デイサービスは利用者に対して「放課後の居場所」を提供しており、例えば地震で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することは最善の方法ではないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他所で支援を行う場合の双方について事前の検討や準備を進めることが必要となる。また、極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要である。(3) 職員の安全確保・7 自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労務環境が過酷になることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じる事とする。(4) 地域への貢献、障害児通所施設事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を生かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割である。

(2) 推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
全体指揮	理事長	山下貴子	
連絡・記録	理事及び管理者	平山朗子 岡村真由美 斎藤美智子	
避難・手当	社員・パート	根岸葉子 田口理架子 梅田彩和	
安全確保	社員・パート	土屋桃香 尾首幸子	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

3. 船橋市地震被害想定

本市では、平成 29・30 年度に防災アセスメント調査の見直しを行い、千葉県地震被害想定調査と同じ「千葉県北西部直下地震」を対象とし、新たな地震被害を予測しました。

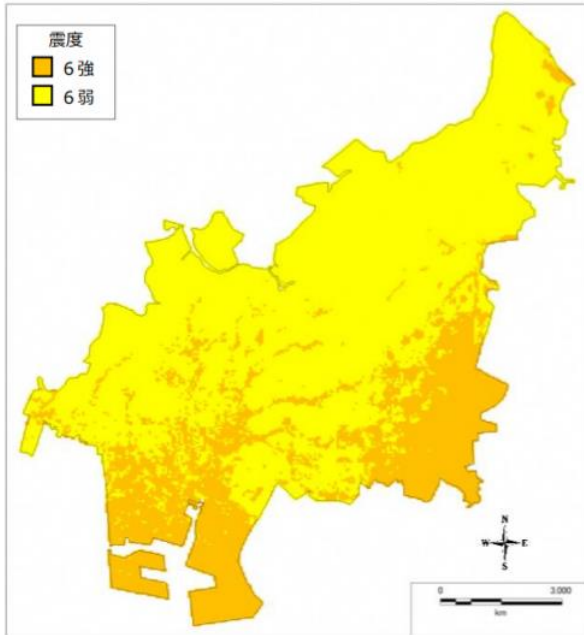
千葉県北西部直下地震による地震被害想定結果の概要は以下のとおりです。

(－：わずか)

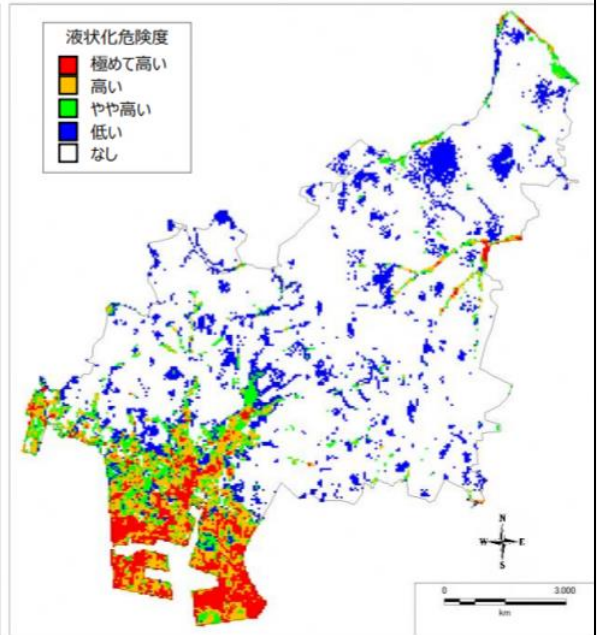
想定地震	千葉県北西部直下地震	規模		マグニチュード 7.3
		タイプ		プレート内部
		震源の深さ (破壊開始点の深さ)		約 50km
物的被害	建物被害 (冬 18 時、風速 8m/s)	全壊・焼失棟数		17,310 棟
		半壊棟数		20,770 棟
	交通施設	道路施設	緊急輸送道路 (橋梁)	0 箇所 (大規模損傷)
			緊急輸送道路 (平面道路)	4 箇所
		鉄道施設	不通区間 (区間)	14 区間
		港湾施設	被害バース数 (バース)	41 バース
	ライフライン施設 (直後)	電力	停電率 (%)	89%
		上水道	断水率 (%)	65%
		下水道	機能支障率 (%)	3%
		都市ガス	供給停止率 (%)	100%
人的被害	死傷者数 (冬 18 時)	死者数	揺れ (建物倒壊)	550 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	240 人
			ブロック塀等の転倒ほか	－人
			小計	790 人
		重傷者	揺れ (建物倒壊)	720 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	120 人
			ブロック塀等の転倒ほか	5 人
			小計	850 人
	軽傷者	揺れ (建物倒壊)	3,230 人	
		急傾斜地崩壊	－人	
		火災	320 人	
		ブロック塀等の転倒ほか	20 人	
		小計	3,570 人	
	死傷者数合計			5,210 人
	避難者数 (冬 18 時)	1 日後		91,770 人
		3 日後		175,910 人
		1 週間後		157,340 人
		2 週間後		187,600 人
		1 ヶ月後		130,860 人
	帰宅困難者数 (昼 12 時)	主要駅周辺で帰宅困難となる人		36,400 人
主要駅から外出して帰宅困難となる人			40,600 人	
合計			77,000 人	
自力脱出困難者数 (冬 5 時)			4,910 人	
その他	エレベーター停止台数		約 460 台	
	震災廃棄物発生量		約 3,130,000 トン	
	文化財 (揺れや火災の影響を受ける恐れのある建造物)		6 棟	
	直接経済被害額		22,340 億円	

※四捨五入により、小計や合計は合わない場合があります。

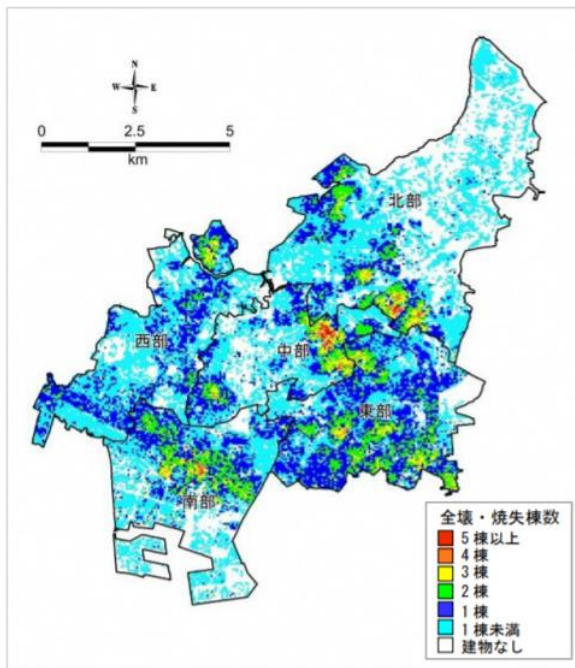
震度分布図



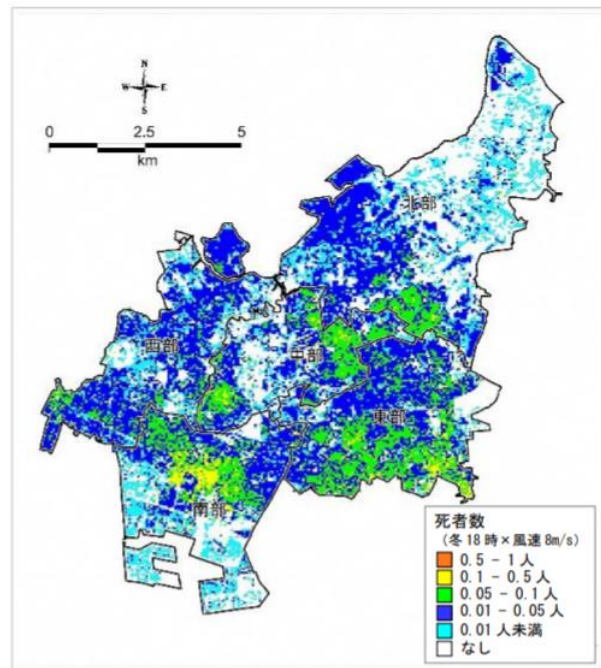
液状化危険度分布図



建物被害分布図 (冬 18 時、風速 8m/s)



死者数分布図 (冬 18 時、風速 8m/s)



震度：市南側の低地部及び市東部の低地～台地部の幅広い範囲と、台地上の谷底低地の一部において震度6強、それ以外の範囲では震度6弱を想定している。

液状化：市南部の低地において、液状化危険度の高い領域が広がっている。これに対して市の北川の台地では、河川沿いに液状化危険度の高い領域が分布する以外は液状化危険度は低くなっている。

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

交通被害

道路：道路の陥没、高架部の桁ずれ・段差などの発生が予測される。

橋梁：

鉄道：最大で8日間復旧に時間を要すると予測。ただし、深刻な被害が起きた場合は、想定よりも復旧に時間を要する可能性がある。

ライフライン

上水：浄水場が停電する場合には供給エリアで断水が発生すると考えられるが、浄水場などの重要施設は非常用発電の設備が進められており、優先的に電力が回復されることが見込まれる。

下水：上水同様、重要施設は非常用発電の設備が進められており、優先的に電力が回復されることが見込まれる。

電気：発生直後 90%の停電→2週間後に完全復旧。ただし、変電所や送電設備などの供給側で被害が生じると、停電がさらに長期化するおそれがある。

ガス：都市ガス供給施設のガバナ（圧力調整器）では、停電に起因する供給停止は発生しないと想定。

通信：発生直後は約9割が不通。全復旧には2週間を要する。

【自施設で想定される影響】

	当日	2日 目	3日 目	4日 目	5日 目	6日 目	7日 目	8日 目	9日 目
(電力)	自家発電機 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→
電力	使用不可（復旧待ち）			復旧					
飲料水	配給と復旧を待つ（各事業所共、備蓄用水を使用）								
生活用水	配給と復旧を待つ								
ガス	復旧を待つ								
携帯電話	使用不可（復旧待ち）			復旧					
メール	使用不可（復旧待ち）			復旧					

(4) 優先業務の選定

優先する事業

<優先する事業>

(1) 放課後等デイサービス

<当座休止する事業>

(1) 児童発達支援

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

・訓練の方針と概要について

事業所での避難は、施設利用時の被災を想定することになるので、避難行動については限定的なものになるが、第一に利用児童の生命の安全を優先した訓練をおこなうようにしたい。特に風水害時の避難については、洪水警報発令時に事業所が閉所していないことが予想されるため、啓発訓練時に水害対策や避難生活での心構え等について、利用児童に分かり易く伝えていくことが重要と考える。

・避難訓練実施について

啓発：毎月

実演：年2回（長期休み中の3月と8月）

② BCPの検証・見直し

検証として、避難訓練（実演）実施後に報告書を作成し、後日行われる運営会議で協議を行い、管理責任者が実施手法について承認を行う。また、協議の際に発言された内容について研究及び検証を行い、必要があればBCPの見直しを行うことで、利用児童の安全を確保していきたい。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
法人本部 船橋市習志野台 2-16-10 A	建築基準法上の基準をみたしている	
とれいる 船橋市習志野台 2-16-10 B	建築基準法上の基準をみたしている	
こるおれ 船橋市高根台 6-19-24 C	建築基準法上の基準をみたしている	
るぷらん 船橋市高根台 6-41-13-101 D	建築基準法上の基準をみたしている	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
ロッカー等の設備	転倒防止の対策を行う。	
消火器等の設備	設備点検と設置場所の確認をおこなう。	
避難経路の確保	必要に応じ飛沫防止フィルム等の措置を行う。	

③ 水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	浸水の危険性を定期的に確認する	
建物周辺	外壁等のひび割れや欠損等、定期的に確認する	
暴風について	危険性のある箇所がないか定期的に確認する	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
発電機	法人事務所に保管中

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
なし	ガスの使用はありません

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

各施設に20ペットボトル×12本備蓄している。
備蓄量は、240

② 生活用水

被災直後の給水可能な状態時に、180容器2つの給水を行う予定。
生活用水は、手洗いとトイレ洗浄および雑巾洗い等の使用を予定しているが、
すべてシート等での代用が可能である。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

携帯電話／携帯メール／PCメール／SNS等

携帯電話/メール：各事業所1台保有、復旧作業を待つ対応になる。

(6) システムが停止した場合の対策

ノートPCの充電とプリンターの電源を確保出来れば、業務上問題は出ない。
データ類の喪失に備えて、定期的にバックアップ作業を行っておく。
ノートPCの電源確保が最優先となってくる。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用児童】

断水している場合には、便器にごみ袋をかぶせて対応する。便器接触面に1枚、汚物を
処理するために1枚で（計2枚重ね方式）、汚物用を取り換える形で使用していく。

【職員】

利用児童の使用方法と同様に対応する。

② 汚物対策

衛生面を考慮して、建物外部に保管する。保管する際は、動物等の被害を想定した対応
を心がけることとする。

(8) 必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
ビスケット等	20	5年後	各事業所	管理者

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
救急箱セット	1		各事業所	管理者

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当

(9) 資金手当て

- ・ 損害保険として、あいおい損保の事業所用の保険に加入している。
- ・ 緊急時の資金については、運営費として管理者に一定金額預けている。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

近隣の交通網が破壊された場合（道路のひび割れ等）に発動すると考えられる。

【水害による発動基準】

水害が発生すると予見できる場合には、各事業所を閉所するため発動しない。

【情報源】

・緊急地震速報・インターネット・テレビ・ラジオ・船橋市療育支援課

管理者	代替者①	代替者②
児童発達管理責任者兼務	正社員のうちで年長者	正社員のうち社歴が長い方

(2) 行動基準

利用児童と自分の生命を守る行動を心がける。

(3) 対応体制

災害時における対応体制は以下のとおりとする。

(1) 情報班（法人理事・代表社員）

- ・行政や外部機関と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、各教室管理者に報告する。
- ・利用家族へ利用者の状況等を連絡する（可能であれば、LINE や SNS をメインにする。）

(2) 消化班（各事業所常勤者）

- ・地震発生後は直ちに火元の点検及び確認をおこない、発火の防止に万全を期すとともに発火の際は消化に努める。

(3) 応急物資班（各事業所常勤者及びパート職員）

- ・飲料や飲料水などの確保に努めるとともに、炊き出しや飲料水の配布を行う。

(4) 安全指導班（各事業所常勤者及びパート職員）

- ・利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。

(5) 救護班

- ・負傷者の救出、応急手当及び病院等への搬送を行う。

(6) 地域班（各事業所管理者）

- ・地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受入体制の整備や対応を行う。

(3) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
法人事務所 船橋市習志野台 2 - 16 - 10 A	とれいる 船橋市習志野台 2-16-10 B	こるおれ 船橋市高根台 6-19-24 C

(4) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

基本的に利用時は、室内（ワンフロア）で安否が確認できるため心配ないが、戸外活動時の被災については、現地到着時に対応方法の打ち合わせを行うこととする。

【医療機関への搬送方法】

被災時は救急車の出動については困難が予想されるが、送迎車等の準備がない。随時情報を集め、受け入れ先の状態を確認して、対応することが望ましい。

② 職員の安否確認

【施設内】

基本的に利用時は、室内（ワンフロア）で安否確認ができるため心配ないが、戸外活動時の被災については、現地到着時に対応方法の打ち合わせを行うこととする。

【自宅等】

社員の連絡 LINE で確認を行う、連絡のつかない職員については、直接電話をして確認をする。パート職員については、各事業所管理者が安否の確認を行うこととする。

(5) 職員の参集基準

自宅等が被災していない場合は、例外なく参集となる。

【自動参集基準の対象外】

自宅が被災又は道路が寸断する等の理由により、出勤する事で職員に危険が及ぶ場合には参集は行わない事とする。

(6) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1 避難場所
避難場所	窓がない壁際に避難
避難方法	横一列になり、揺れや窓の破損に対し対応する。

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	建物倒壊の被害を受けない場所 (北習志野第1号公園)	建物倒壊の被害を受けない場所 (高根木戸2号公園)
避難方法	周囲の状況を確認して安全を確保したい	周囲の状況を確認して安全を確保したい

(7) 重要業務の継続

経過目安	発災当日	発生後1日	発生後2日	発生後3日
職員数	定数率 100%	定数率 100%	定数率 100%	定数率 100%
	6名	6名	6名	6名
在庫量	100%	80%	70%	60%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水
重要業務 の基準	利用児童を無事に 帰宅させる	ほぼ通常、一部 減少・休止	ほぼ通常、一部 減少・休止	ほぼ通常

(8) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
通常と同様に対応	業務上必要としない

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

震災発生後に職員が長期帰宅できず、長時間勤務となる可能性はないが、参集した職員
の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災
害時の勤務シフトは柔軟に扱うこととする。

(9) 復旧対応

① 破損個所の確認

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
みくに建築	047-465-7131	建築
ファーストホーム	047-461-3372	不動産
合同会社 はるみ	047-436-8471	不動産
(株) 桜ハウジング	047-467-0528	不動産

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

災害による被害の状況や復旧の進行具合などは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査すること。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

他の放課後等デイサービスと経営資源の共有をはかることが、地域の福祉向上につながると考えていないため、連携する予定はない。法人内事業所内での運営体制の強化を図る。

② 連携協定書の締結

現在の所、予定はない。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
習志野台整形外科内科	047 - 461 - 1221	整形外科・内科

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容

(2) 連携対応

① 事前準備

法人内で情報を共有し、運営体制の強化を図っていく。

② 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」を作成する。

③ 共同訓練

法人内で情報を共有し、運営体制の強化を図っていく。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

災害時に、公的な対策本部の要請があれば、対応していく

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所としての必要な設備を備えていないが、利用児童家族からの要請で利用の申し出があれば、その都度対応していきたい。

② 福祉避難所開設の事前準備

物資等については、積極的な開設ではないので、事業所で用意するのではなく、利用希望者のご家族毎の対応を求める。一般避難所の利用が困難と予想される利用児童の保護者には、平時に説明をして自助努力にて対応をして頂く。また、開設時の運営は、法人内社員が対応する事とする。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握すること。(携帯電話、メール等)
- (2) 学校等と連携し、利用者への安否確認の方法を確認しておくこと。
- (3) 平時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、利用者が他に利用している放課後等デイサービス事業所等）と良好な関係を築くこと。

【災害が予想される場合の対応】

- (1) 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも説明する。
- (2) 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- (1) サービスの提供を長期間休止する場合は、市療育支援課へ確認の上必要に応じて、法人内の他事業所を利用したサービスへの変更を検討する。
- (2) 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用家族等への安否状況の連絡を行う。
- (3) 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- (4) 帰宅に当たって、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- (5) 帰宅が困難な利用者は、船橋市との協議の上、対応を検討する。

7. 相談支援事業・固有事項

【平時からの対応】

- ・優先的に安否確認が必要な利用者の情報を整理しておく。
- ・緊急連絡先について、複数の連絡先や連絡手段を把握しておく。
- ・避難方法や避難所に関する情報に留意しておく。
- ・日頃から関係機関との良好な関係を構築する。
- ・被災時の安否確認やサービス調整等に対応するため、他関係機関と事前に検討・調整する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・利用者が利用している、訪問系、通所系、居住系事業者等が、サービスの休止・縮小する事前に把握する。
- ・必要に応じてサービスの前倒しなども検討する。
- ・自サービスの被災時の対応を検討し、関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

○事業が継続できる場合

- ・早期に個別訪問等により利用者の状態把握、サービス等の実施把握を行う。
- ・状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援提供の関係機関と連絡調整する。
- ・避難先でのサービス提供も含め、関係機関と連携しながら必要なサービスが提供されるように調整する。

○事業が継続できない場合

- ・関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年3月15日	自然災害発生時における業務継続計画作成	山下貴子

記入フォーム

【様式①】 自施設の被災想定

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	・・・
(例) 電力	自家発電機 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
電力										
E V										
飲料水										
生活用 水										
ガス										
携 帯 電 話										
メール										
・・・										
・・・										

【様式②】施設・設備の点検リスト

場所/対象	対応策	備考
建物（柱）	柱の補強/X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
建物（壁）	柱の補強/X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
パソコン	耐震キャビネット（固定）の採用	
キャビネット	ボルトなどによる固定	
本棚	ボルトなどによる固定	
金庫	ボルトなどによる固定	
浸水による危険性の確認	毎月 1 日に設備担当による点検を実施。年 1 回は業者による総合点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	同上	
開口部の防水扉が正常に開閉できるか	故障したまま	4月までに業者に修理依頼
暴風による危険性の確認	特に対応せず	3月までに一斉点検実施
外壁の留め金具に錆や緩みはないか		
屋根材や留め金具にひびや錆はないか		
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか		
シャッターの二面化を実施しているか		
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか		

【様式③】 備蓄品リスト

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当

【様式⑥】 建物・設備の被害点検シート

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

【様式⑦】連絡先リスト

氏名	所属先	電話番号	電話番号 2	備考